にようがい りゅう さべつ だれ とも い きたきゅうしゅうし がん じょうれいしこうきそく 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例(平成29年北九州市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

^{かいぎ} (会議)

- 第2条 条例第11条第1項に規定する北九州市障害者差別解消委員会(以下 「委員会」という。)の会議は、会長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委員会に係る委任)

- **第4条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 (助言及びあっせんの申立て)
- 第5条 条例第13条の規定による申立ては、助言(あっせん)申立書を市長に提出して行うものとする。ただし、当該申立てをする者が、障害その他やむを得ない理由により、当該申立書の提出をすることができないと認められる場合には、これを口頭で行うことができるものとする。

(助言及びあっせんの方法)

(勧告)

- **第7条** 条例第18条の規定による勧告は、勧告書を交付して行うものとする。 (公表)

ひょうしょう (表彰)

第9条 条例第24条の規定による表彰について、その対象、方法その他の必要な 世にう 本の ほけんなく しきょくちょう きだ 事項は、別に保健福祉局長が定める。

^{ちょうひょう} (帳票の様式)

- ない じょう つぎ かか ちょうひょう ようしき べつ ほけんなくしきょくちょう さだ 第10条 次に掲げる帳票の様式は、別に保健福祉局長が定める。
 - (1) 助言 (あっせん) 申立書
 - (2) 勧告書

いにん (委任)

が 関

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第8条まで及び第10条の規定は、平成30年4月1日から施行する。